



月刊 千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.2.3 No. 2733

2.9-2.16 闘争へ 控訴審闘争に 勝利しよう!

国鉄改革法は憲法違反!

全ての組合員の皆さん！
解雇撤回！清算事業団闘争勝利へ
向けた新たな闘いのスタートが切っ
て落とされようとしています。八五
年第一波スト公労法解雇公判の控訴
審が二月九日一〇時から、清算事業
団公判の控訴審が二月一六日一五時
から、東京高裁で行なわれます。昨
年六月二五日に千葉地裁で出された
第一波スト公判一三名、清算事業団
公判一二名に対する請求棄却の不当
判決を打ち砕き、七名の解雇無効に
引き続く勝利をさらに広げるため
も組合員の皆さんの総結集を訴えま
す！

20名の解雇撤回を!

八五年の第一波ストライキは、分
割・民営化という「錦の御旗」の下
に行なわれた一〇万人〇三人にひと
りにおよぶ首切攻撃に対する国鉄労
働者の全人格をかけた闘いであり、
なんら非難されるものではありません。
その証拠に二〇名という大量不
当解雇にもかかわらず、一審の千葉
地裁は二〇名の解雇に対してその三
分の一以上にあたる七名の解雇を無

効にしました。これ自体第一波スト
の正当性を認めることに等しいので
す。
さらに勝利を広げようではありません
せんか！

国鉄-JRの 不当労働行 為は明らか

清算事業団の仲間一二名(現在一
名)は、いわれなくJRへの採用
を拒否され、八七年三月三十一日、九
〇年三月三十一日と二回にわたる不当
な解雇を強制されたのです。この不当
な解雇の無効を求めることはまさに
正統な行為でなくて何でしょうか。
さらに全国で全戦全勝を挙げている
地労委の命令を全く無視した千葉地
裁判決は、司法の反動化をよく体現
しています。

一方、一月二〇日に中労委で「
命令作業にとりかかる」との会長談
話が出されるなど、状況は予断を許
さないものの、勝利への道筋は大き
く開かれようとしています。
われわれは、不当解雇を造り出し
たその元凶である「改革法二三条」

に対して決意も固く真正面から闘い
を挑むものです。
全ての組合員の結集で勝利への第
一步を切り開こう！

なお、二月一六日は、控訴審終了
後、動労千葉総決起集会を開催する
予定です。(詳しくは次号以降)

2月9日

85・11第一波公労法解雇控訴審公判
東京高等裁判所 (817号法廷)
10時から

指定列車 千葉駅 8時43分発
(7番) 快速最後部乗車

16日 清算事業団控訴審公判
東京高等裁判所 (824号法廷)
15時から

指定列車 千葉駅 13時45分発
(8番) 快速最後部乗車

※公判終了後、街頭宣伝活動を展開し
17時過ぎより解雇撤回に向けた総決
起集会を開催します。全力で結集を

29回定期委員会の
成功を!
2月13日(土)
13時より
千葉市民
会館へ

2.28分割・民営化
10年を問うシンポジ
ューム」の成功を!